

## 後期日程

平成 31 年度入学試験問題(後期日程)

# 小論文

教育学部  
学校教育課程  
幼小連携教育コース

### — 解答上の注意事項 —

- 1 「解答始め」の合図があるまで問題を見てはならない。
- 2 問題冊子のほかに解答紙1枚と下書き用紙1枚がある。
- 3 解答は横書きとする。
- 4 解答紙を提出すること。
- 5 問題冊子と下書き用紙は持ち帰ること。

発達障害をはじめ、様々な障害のある子どもに対する教育のありかたに、近年大きな変化がみられます。これには、障害者の権利を守るうえで重要な「合理的配慮」という言葉の登場が大きく関係しています。

右頁の【資料 1】は、中央教育審議会による合理的配慮の定義です。【資料 2】は、合理的配慮についての具体的な説明です。

これらの資料を参考にして、次の問に答えなさい。

問 あなたが小学校の学級担任として、次の事例のような合理的配慮を行ったとします。この事例における合理的配慮が、Aさん及び他の児童にとって有する教育的意義について、あなたの考えを800字以内で答えなさい。

#### 【事例】

発達障害には感覚過敏を伴うことがあります。Aさんも感覚が過敏のために多くの人が集まる場が苦手です。じっとしているべき時も、不安そうに辺りを見回したり耳をふさいだり身体を動かしたりと落ち着かず、集会や行事といった活動に参加することが難しい児童です。Aさんへの対応として、集団から少し離れた、本人に負担がないような場所に席を用意したり、聴覚過敏への対応として防音用イヤーマフ[註]の使用を認めたりしました。

[註]防音用イヤーマフ・・・騒音などから耳を保護するヘッドホン型の道具

【資料 1】 中央教育審議会では「障害者の権利に関する条約」の定義に照らし、「合理的配慮」を次のように定義しました。

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

出典：文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会（2012）  
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

【資料 2】 以下は「合理的配慮とはある課題ができないことや、能力がないことを大目に見るといえることですか？」という質問に対する上西ら（2016）による回答です。

合理的配慮とは何かを考える上で、とても重要な議論だと思います。合理的配慮とは、定義に照らして考えるならば、成績不振をなかったかのようにして及第点を与えてしまうようなものではないということです。

ここで運転免許を例にとり考えてみます。我が国の現行の道路交通法では、普通自動車免許の場合、視力が片目でそれぞれ 0.3 以上、両目で 0.7 以上見えることまたは、片目が 0.3 以下の場合、他眼の視力が 0.7 以上で、視野が左右 150° 以上あること、とされており、合理的配慮とは、視力がこの基準に達していないにも関わらず、運転免許を発行するという発想とは明らかに違うものです。そうではなく、眼鏡等を使って上記の視力になるよう矯正し、運転免許を取得するためのスタートラインに立てるようにするという発想に近いと言えます。「結果の平等」と「機会の平等」という概念がありますが、合理的配慮とは後者の「機会の平等」のことを意味していると思います。視力が水準に達していないのに、運転免許の発行を許可してしまうことは、社会的な重大事故を起こしかねません。一方、視力矯正という方法があることを知らないままにさせておいたり、自立への不安を理由に周囲がそのチャンスを与えないならば、彼らはいつになっても社会参加ができません。それは当人も社会にとっても不幸な結果を招くことになってしまうことでしょう。

それと同じように、発達障害の支援に関しても、ある課題ができないことや、能力がないことを大目に見るといえる発想ではなく、社会参加をしていくための機会の平等を保障し、スタートラインをそろえるという配慮をもって、彼らが生活に困らないように、そして特性を生かしていけるような社会を作っていきたいものです。合理的配慮とは、発達特性のある人たちが反社会的にも非社会的にもならないようにするための配慮であると思います。

出典：上西創・三谷聖也・岩本脩平・三谷理絵（2016）「発達障害 Q & A」

布柴靖枝（監修）『発達障害のライフデザイン支援〔基本篇〕』愛知教育大学